

胃がん・大腸がん等検診実施要領

1 趣 旨

この要領は、教職員の生活習慣病疾患（胃がん、大腸がん、肝臓疾患及び糖尿病等）を早期に発見し、もって教職員の健康管理に資するため、その健康診断についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

全教職員のうち希望する者とする。ただし、当該年度中に人間ドック（節目年齢）、公立学校共済組合人間ドック又は地方職員共済組合人間ドックを受診する教職員を除く。また、上部消化管造影検査については、妊婦及び過去において胃部の手術を受けた教職員を除くものとする。

3 検診日時及び場所

次の期間で、検診機関の指定する日時及び場所とする。

令和6年 6月～令和6年9月（胃がん検診を除く）

令和6年12月～令和7年3月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 問診

イ 尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン、沈さ）

ウ 血液学検査（赤血球数、白血球数、血小板数、血色素量、ヘマトクリット）

エ 生化学検査（総蛋白、GOT、GPT、HbA1c、総ビリルビン、クレアチニン、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、空腹時血糖、LDH、ALP、 γ -GTP、尿酸）

オ 便検査（潜血（2回法））

カ 上部消化管造影検査

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に受診希望者名簿を提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「健康診断受診票」により、受診するものとする。二次検診を受診する場合は、「共済組合員証」及び「精密検診依頼書」により受診するものとする。

8 結果の通知

(1) 一次検診

総務課長等は、検診機関から検診結果の報告を受けた時は、京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を得た後、速やかに所属長に通知するものとする。

また、検診機関から所属長を通じ受診者に結果を通知するものとする。

(2) 二次検診

受診者は、検診機関から「精密検診受診結果」を得て、総務課長等に提出し、総務課長等は受診結果について京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を受けた後、速やかに所属長に通知するものとする。

9 受診の際のサービスの取扱い

京都府公立大学法人教職員服務規程第10条の規定により専免とする。